

北九州市 児童福祉施設等

第三者評価 結果票

1 施設・事業所の概要

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 事業者名（法人名） | （社福）あゆみの森たけのこ会 |
| (2) 事業所名 | あゆみの森共同保育園 |
| (3) 設立年月日 | 平成 29年 1月 認可 |
| (4) 定員 | 50名 |
| (5) 所在地 | 八幡西区鳴水町5-22 |
| (6) 電話番号 | 645-3265 |

2 評価実施日

令和 3年 10月 22日

3 評価実施者

北九州市（北九州市児童福祉施設等第三者評価委員会）

4 評価結果

総合評価

あゆみの森共同保育園は、北九州国定公園に指定されている河頭山の南斜面 4000 坪の広大な敷地の中にあります。「生きる力を育む保育」を保育の目標とし、子ども達は自然に囲まれた環境で散歩や探検に出かけたり、水・砂・泥で遊んだり五感を育み、感性豊かに育っています。また、給食は和食中心の献立を独自で作成して、食事を楽しみ、食べる力を育てています。

I 子どもの発達援助

全体的な計画は、保護者の意向や保育園の保育の独自性が盛り込まれています。指導計画は全体的な計画に基づき、子どもの年齢に応じた発達の状況などに配慮し、クラスごと連携を取りながら作成されています。ケース会議は定期的に行われ、協議内容が記録されて、関係する職員に周知されています。

健康管理について、嘱託医と日頃から連携を図り、感染状況等は保護者へ情報提供されています。また「安全衛生委員会だより」を毎月発行し、保護者にタイムリーな情報を提供しています。

園独自の献立を作成し、和食中心の給食を提供しています。年齢に応じて陶器の皿や木のお椀を使用し、食器への配慮がされています。年齢ごとに食育計画を作成して、保護者に食に関する啓発を行っています。除去食は医師からの「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、毎月、保護者・園長・担当保育士・栄養士による四者協議を行い、協議内容は個人記録簿に記載されています。

保育士は一人一人の子どもに寄り添い、気持ちを受容し、丁寧に対応しています。子どもにわかりやすい言葉づかいで、子どもの言葉を聞こうとする姿勢が見られました。戸外では斜面を利用したダイナミックな遊びや、友達と一緒に思いっきり遊べる環境があり、子どもが意欲的に遊んでいます。外から帰ったらしっかり手洗いをするなど、子どもの発達に合わせた衛生指導が望まれます。感性を育てるために、自然の中で五感を通して気付きや驚き等の経験ができるように指導計画の中に盛り込まれ、土で泥団子や粘土で陶芸品を作る楽しさを味わえるように配慮しています。子どもの人権に関する研修が年間計画に位置付けられています。

II 子育て支援

保護者との情報交換については、講演会や学習会が保護者との協働で実施されています。クラス懇談会は年に3回実施されていますが、個別面談は希望者のみとなっており、全保護者を対象に実施することが望まれます。虐待防止については、日常的に子どもや保護者の見守りが行われ、虐待防止のマニュアルに基づいて、専門機関等と連携を図り、虐待の早期発見や防止に取り組まれています。

III 地域の住民や関係機関等との連携

地域の関係機関・団体の情報は、保護者や職員が利用しやすいように整理され、必要に応じて文書の配布が行われています。民生委員・児童委員・主任児童委員、町内会、小学校などの地域の関係機関・団体と連携し、行事への参加、交流活動の実施、災害時の避難所などの話し合いが行われています。中学校の職場体験や大学生の保育体験は、必要な研修を受けた職員が担当し、体験後の反省会も行われています。

IV 運営管理

職員研修については、年間計画に基づき、計画的に実施されています。また保護者や職員の意向や意見などを聴取し、サービスの質の向上に取り組まれています。守秘義務の遵守等については、運営規定等に定められており、子どもの人権に関する研修も実施されています。安全・衛生管理については、マニュアルが整備され、保護者の中の医師・看護師・保健師・管理栄養士・消防士といった専門家の指導のもと、実地訓練や職場内研修が実施されています。

評価対象ごとの評価（概要）

I 子どもの発達援助

一人一人の子どもの状況に配慮した保育が展開されているか、保育にふさわしい環境が整っているかなどを評価したものです。

評価対象	評価結果
発達援助の基本	<p>計画・記録 全体的な計画は、保護者の意向や保育園の保育の独自性が盛り込まれています。指導計画は全体的な計画に基づき、子どもの年齢に応じた発達の状況などに配慮し、クラスごと連携を図りながら作成されています。</p> <p>会議 ケース会議は定期的に行われ、協議内容が記録されて、関係する職員に周知されています。必要に応じて保護者と話し合いを行い、関係機関と連携が図られています。</p>
健康管理・食事	<p>健康管理 健康管理について、嘱託医と日頃から連携を図り、感染状況等は保護者へ情報提供されています。保健計画や保健衛生マニュアル等が作成され、職員研修も行われています。健康診断・歯科健康診査の結果は口頭で保護者に伝え、職員にも伝達がされています。</p> <p>感染症 感染症の対応についてマニュアルが作成され、職員にも周知されています。マニュアルに基づき職場内研修も行われています。「安全衛生委員会だより」を毎月発行し、保護者にタイムリーな情報を提供しています。</p> <p>食事 園独自の献立を作成し、和食中心の給食を提供しています。年齢ごとに食育計画を作成して、保護者に食に関する啓発を行っています。年齢に応じて陶器の皿や木のお碗を使用し、食器への配慮がされています。畑で育てた食材や、山で採れた筍などを食材の一つとして食べる機会をもっています。除去食は医師からの「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、毎月、保護者・園長・担当保育士・栄養士による四者協議を行い、協議内容は個人記録簿に記載されています。</p>
保育環境・保育内容	<p>保育環境 手洗い場やトイレの清掃、園内の消毒は職員が丁寧に行っています。園庭が山まで続いており、屋外の活動は毎日の生活の一部になっています。</p> <p>保育内容 保育士は一人一人の子どもに寄り添い、気持ちを受容し、丁寧に対応しています。子どもにわかりやすい言葉づかいで、子どもの言葉を聞こうとする姿勢が見られました。戸外では斜面を利用したダイナミックな遊びや、友達と一緒に思いっきり遊べる環境があり、子どもが意欲的に遊んでいます。外から帰ったらしっかり手洗いをするなど、子どもの発達に合わせた衛生指導が望まれます。感性を育てるために、自然の中で五感を通して気付きや驚き等の経験ができるように指導計画の中に盛り込まれ、土で泥団子や粘土で陶芸品を作る楽しさを味わえるように配慮しています。</p> <p>人権・性差 異文化理解では外国の絵本や外国の方の話を聞く機会を設けています。子どもの人権に関する研修が年間計画に位置付けられています。性差や役割分業の意識を植え付けないように、絵本の読み聞かせや日々の生活の中で、決めつけることなく保育が行われています。</p> <p>延長保育・障害児保育 延長保育を利用する子どもが少なく、ゆっくりと関わって接しています。お迎え時には、保護者にその日の連絡事項が伝えられています。障害のある子どもの指導計画が作成され、個別の配慮がなされ、職員会議で全職員が情報を共有しています。他の子ども達はその子どもを受け入れ、良い関係ができています。クラス懇談会を通して、障害がある子どもの保護者と他の子どもの保護者とが良い関係を保っています。</p>

II 子育て支援

子育てに関する保育所と保護者との相互理解や、地域における子育て支援の取組等を評価したものです。

評価対象	評価結果
入所児童の保護者の 育児支援	<p>保護者との関係・虐待</p> <p>保護者との情報交換については、講演会や学習会が保護者との協働で実施されています。クラス懇談会は年に3回実施されていますが、個別面談は希望者のみとなっており、全保護者を対象に実施することが望まれます。</p> <p>現在、虐待を受けたと思われるケースはありませんが、日常的に子どもや保護者の見守りが行われ、虐待の早期発見や防止に取り組まれています。また虐待防止のマニュアルに基づいて、専門機関等との連携が図られています。</p>
地域の子育て 支援	<p>地域支援・一時保育</p> <p>定期的に園庭や園舎を開放し、自由に遊べる場所や、絵本の貸し出しを行っています。また、園長や主任が子育てサークルの会や市民センターの子育て講座の講師を務め、地域の子育て支援に参加しています。</p>

III 地域住民や関係機関等との連携

地域の最も身近な児童福祉施設としての役割を果たしているか、関係機関等との連携を図っているかなどを評価したものです。

地域の住民や関係機関・団体との 連携	<p>地域での役割・その他機関との連携</p> <p>地域の関係機関・団体の情報は、保護者や職員が利用しやすいようにファイリングされ、必要に応じて文書の配布が行われています。</p> <p>民生委員・児童委員・主任児童委員、町内会、小学校などの地域の関係機関・団体と連携し、行事への参加、交流活動の実施、災害時の避難所などの話し合いが行われています。</p>
実習・ボランティア	<p>実習等の受入</p> <p>中学校の職場体験や大学生の保育体験は、必要な研修を受けた職員が担当しており、体験後には反省会も行われています。</p>

IV 運営管理

保育に関する基本方針等が策定されているか、職員研修等の取組がなされているかなど、組織としての運営管理を評価したものです。

組織運営 基本方針	<p>理念・方針</p> <p>法人・保育所の理念、基本方針は明文化され、文書の回覧やホームページの公開により周知が図られています。</p> <p>保育の質の向上・研修</p> <p>保護者へのアンケートで意向を把握したり、職員の反省会で課題を把握したりして、次の取組に生かすなど、サービスの質の向上に取り組まれています。</p> <p>職員研修については、年間計画が立てられ、職員の要望に沿って計画的に実施されています。</p>
安全・衛生管理 情報提供 守秘義務の遵守	<p>守秘義務・情報・安全</p> <p>守秘義務の遵守や個人情報の保護、記録の管理について、運営規定や職員の倫理規定に定められています。子どもの人権についても研修が実施されています。</p> <p>情報提供に関しては、保育園便りやホームページ、リーフレットを通して、情報公開が行われています。また、安全・衛生管理に関しては、マニュアルが整備され、保護者の中の医師・看護師・保健師・管理栄養士・消防士といった専門家の指導のもと、実地訓練や職場内研修が実施されています。</p>